

静岡労働局発表

平成23年11月25日(金)

解禁日時:

平成23年11月25日(金) 14時

担当

静岡労働局職業安定部職業対策課

課長 横井幹裕

課長補佐 梅津恵子

障害者雇用担当官 中根辰也

054-271-9973

静岡県内の障害者雇用状況の集計結果

(平成23年6月1日現在)

～実雇用率は、民間企業、公的機関共に全国を下回る～

静岡労働局では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成23年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 1.8%)

- ・雇用障害者数 8,269人
- ・実雇用率 1.61%
- ・法定雇用率達成企業の割合 46.0%

<公的機関> (同 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%)

- ・ 県 : 雇用障害者数 162人、実雇用率 2.22%
- ・ 市町 : 雇用障害者数 636人、実雇用率 2.16%
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 321人、実雇用率 1.55%

<独立行政法人等> (同 2.1%)

- ・雇用障害者数 67人、実雇用率 1.60%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（資料P12～14参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率【第1表、第3表、第8表、第9表】

- ・民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は8,269.0人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、8,115.5人となり、前年より1.1%（86人）増加となる）。
- ・雇用者のうち、身体障害者は5,976.5人、知的障害者は2,026.0人、精神障害者は266.5人であった。
- ・実雇用率は、1.61%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.68%程度となるものと推計される）。
全国の実雇用率1.65%を0.04P下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、46.0%（全国：45.3%）であった。

○ 産業別の状況【第2表、第4表】

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業、鉱業」が7.0人、「建設業」が123.5人、「製造業」が4,068.0人、「電気・ガス・水道業」が52.0人、「情報通信業」が112.5人、「運輸業」が417.5人、「卸・小売業」が1,014.0人、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」が467.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が52.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が153.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が190.5人、「教育・学習支援業」が67.5人、「医療、福祉」が936.5人、「複合サービス事業」が140.5人、「サービス業」が466.5人であった。
- ・産業別の実雇用率では、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」（1.88%）は法定雇用率を上回っている。
- ・加えて、「医療、福祉」（1.80%）、「製造業」（1.72%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（1.62%）の3業種は、民間企業全体の实雇用率1.61%を上回っている。

○ 企業規模別の状況【第5表、第6表】

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で 991.5人、100～300人未満で2,010.0人、300～500人未満で1,011.5人、500～1,000人未満で1,249.0人、1,000人以上で3,007.0人であった。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 1.61%と比較すると、
→1,000人以上規模企業(1.85%)、同500～1,000人未満(1.79%)については上回った。
→300～500人未満規模企業(1.60%)、同100～300人未満(1.38%)、同56～100人未満(1.37%)については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が45.1%、100～300人未満が45.4%、300～500人未満が47.7%、500～1,000人未満が50.9%、1,000人以上が56.3%であった。

○ 法定雇用率未達成企業の状況【第7表】

- ・平成23年の法定雇用率未達成企業は1,224社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、69.2%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、63.3%となっている。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）【第10表、第11表、第18表】

県の機関に在職している障害者の数は162.0人、実雇用率は2.22%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.33%程度となるものと推計される）。

法定雇用率を達成しているが、全国の実雇用率2.39%を0.17P下回った。
全3機関が達成。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.1%）【第12表、第13表、第19表】

市町の機関に在職している障害者の数は636.0人、実雇用率は2.16%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.18%程度となるものと推計される）。

法定雇用率を達成しているが、全国の実雇用率2.23%を0.07P下回った。
45機関中35機関が達成。

【未達成の市町の機関】（※の機関は、平成23年6月2日以降に達成。）

磐田市、伊豆市、伊豆の国市(※)、西伊豆町、吉田町、森町(※)、伊東市教育委員会、下田市教育委員会(※)、共立蒲原総合病院組合(※)、磐田市立総合病院

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）【第14表、第15表、第20表】

県等の教育委員会に在職している障害者の数は321.0人、実雇用率は1.55%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.55%程度となるものと推計される）。

全国の実雇用率1.77%を0.22P下回った。

4機関中1機関が達成。

【未達成の県等の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会

3 独立行政法人等における雇用状況

【第16表、第17表、第21表】

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は67.0人、実雇用率は1.60%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.65%程度となるものと推計される）。

全国の実雇用率2.08%を0.48P下回った。

6機関中3機関が達成。

【未達成の独立行政法人等】

地方独立行政法人静岡県立病院機構、公立大学法人静岡文化芸術大学、
国立大学法人浜松医科大学

4 今後の取組

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、未達成企業に対し、雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告等、以下の支援措置を活用しつつ、個々の企業の状況に応じた指導を厳正に実施する。【資料P16】

特に、民間企業に率先垂範すべき立場にある公的機関については、早期の達成に向けた指導を実施する。

- (1) 職域開発に向けた支援、雇入れに係る助成制度や作業施設改善等の助成金を活用した雇用の促進を図る。
- (2) 雇用実績のない企業、特に1人不足企業に対しては、「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」を周知し、同奨励金を活用した雇用の促進を図る。
- (3) 雇用実績のない企業に対しては、障害者雇用企業の見学を促し、障害者雇用についての不安を払拭し、雇用の促進を図る。
- (4) 実雇用率が低い「300人未満」規模企業に対しては、改正法の施行により、新たに雇用納付金制度の対象にもなっており、引き続き制度の周知を図りながら、各種助成制度を活用した雇用の促進を図る。

<目次>

I 民間企業における雇用状況

第1表	障害者雇用の概況	1
第2表	障害者雇用の概況（産業別）	1
第3表	障害種別雇用の状況	2
第4表	障害種別雇用の状況（産業別）	3
第5表	障害者雇用の概況（規模別）	4
第6表	障害種別雇用の状況（規模別）	4
第7表	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業	5
第8表	民間企業における障害者雇用状況の推移	6
第9表	都道府県別の実雇用率等の状況	7

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 県の機関（法定雇用率 2.1%）

第10表	概況	8
第11表	障害種別在職状況	8

② 市町の機関（法定雇用率 2.1%）

第12表	概況	8
第13表	障害種別在職状況	8

③ 県等の教育委員会（法定雇用率 2.0%）

第14表	概況	9
第15表	障害種別在職状況	9

④ 独立行政法人等（法定雇用率 2.1%）

第16表	概況	9
第17表	障害種別在職状況	9

⑤ 各機関の状況

第18表	県機関の状況（法定雇用率 2.1%）	10
第19表	市町機関の状況（法定雇用率 2.1%）	10
第20表	県等の教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	11
第21表	独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.1%）	11

◎	法定雇用率とは	12
◎	障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて	13
◎	除外率制度について	14
◎	民間企業における除外率の改正状況	15
◎	障害者雇用率達成指導の流れ	16

障害者の雇用状況

静岡労働局職業安定部職業対策課
(平成23年6月1日現在)

I 民間企業における障害者雇用状況

※平成22年6月1日時点の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年の数値と単純に比較することは適当でない状況である。

第1表 障害者雇用の概況

区 分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔③E÷②〕 ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達成企業割合 (%)	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分				
静岡県	平成23年	2,268	513,967.0	2,124	235	3,583	406	8,269.0	561.5	1.61	1,044	46.0
	対前年増減数	101	36,354.0	▲7	49	45	319	239.5	0.0	▲0.07	▲20	▲3.1
	平成22年	2,167	477,613.0	2,131	186	3,538	87	8,029.5	561.5	1.68	1,064	49.1
全国	平成23年	75,313	22,260,915.5	92,325	8,656	164,200	17,386	366,199.0	31,644.5	1.65	34,102	45.3
	平成22年	71,830	20,356,456.0	88,411	6,936	157,816	2,799	342,973.5	29,597.0	1.68	33,742	47.0

第2表 障害者雇用の概況(産業別)

区 分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔③E÷②〕 ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達成企業割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
A・B・C 農・林・漁・鉱業	4 (4)	633.0 (596.0)	2 (3)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	7.0 (10.0)	2.0 (1.0)	1.11 (1.68)	2 (2)	50.0 (50.0)
D 建設業	66 (54)	9,233.0 (7,133.0)	38 (35)	4 (4)	42 (34)	3 (0)	123.5 (108.0)	11.5 (2.0)	1.34 (1.51)	34 (28)	51.5 (51.9)
E 製造業	869 (878)	237,097.0 (230,160.0)	1,124 (1,160)	42 (31)	1,743 (1,755)	70 (17)	4,068.0 (4,114.5)	176.0 (207.0)	1.72 (1.79)	437 (477)	50.3 (54.3)
9.10 食料品・タバコ	115 (118)	20,179.5 (18,392.0)	76 (78)	12 (11)	161 (162)	30 (1)	340.0 (329.5)	25.0 (17.0)	1.68 (1.79)	66 (72)	57.4 (61.0)
11 繊維・衣服	11 (10)	1,088.0 (983.0)	6 (3)	0 (0)	8 (11)	1 (0)	20.5 (17.0)	2.0 (1.0)	1.88 (1.73)	5 (5)	45.5 (50.0)
12.13 木材・家具	18 (17)	1,935.0 (1,613.0)	2 (1)	0 (0)	19 (13)	0 (0)	23.0 (15.0)	1.0 (0.0)	1.19 (0.93)	9 (7)	50.0 (41.2)
14.15 パルプ・紙・印刷	88 (92)	13,265.0 (13,622.0)	39 (44)	3 (1)	107 (109)	3 (0)	189.5 (198.0)	9.0 (6.0)	1.43 (1.45)	42 (47)	47.7 (51.1)
16~18 化学工業	77 (84)	11,670.5 (12,937.0)	44 (51)	1 (2)	81 (101)	3 (1)	171.5 (205.5)	5.5 (3.5)	1.47 (1.59)	30 (37)	39.0 (44.0)
21 窯業・土石	7 (8)	2,260.5 (2,251.0)	3 (4)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	23.0 (25.0)	0.0 (0.0)	1.02 (1.11)	1 (3)	14.3 (37.5)
22 鉄鋼	9 (6)	1,825.5 (1,528.0)	6 (4)	0 (0)	15 (13)	0 (0)	27.0 (21.0)	0.0 (3.0)	1.48 (1.37)	6 (4)	66.7 (66.7)
23 非鉄金属	14 (16)	3,262.0 (3,059.0)	9 (11)	0 (0)	32 (35)	0 (0)	50.0 (57.0)	3.0 (1.0)	1.53 (1.86)	7 (10)	50.0 (62.5)
24 金属製品	72 (73)	7,880.0 (7,829.0)	60 (66)	1 (0)	94 (101)	1 (0)	215.5 (233.0)	5.0 (3.0)	2.73 (2.98)	41 (46)	56.9 (63.0)
29 電気機械器具	78 (76)	33,783.5 (33,481.0)	192 (186)	6 (2)	243 (248)	4 (1)	635.0 (622.5)	9.0 (31.0)	1.88 (1.86)	43 (48)	55.1 (63.2)
25~27.30.31 その他機械	308 (303)	117,262.0 (111,884.0)	577 (596)	18 (14)	796 (791)	27 (14)	1,981.5 (2,004.0)	97.0 (115.5)	1.69 (1.79)	153 (162)	49.7 (53.5)
19.20.28.32 その他製造業	72 (75)	22,685.5 (22,581.0)	110 (116)	1 (1)	170 (154)	1 (0)	391.5 (387.0)	19.5 (26.0)	1.73 (1.71)	34 (36)	47.2 (48.0)
F 電気・ガス・水道業	5 (6)	3,532.0 (3,753.0)	19 (21)	0 (0)	14 (18)	0 (0)	52.0 (60.0)	2.0 (2.0)	1.47 (1.60)	2 (3)	40.0 (50.0)
G 情報通信業	59 (54)	9,468.0 (9,274.0)	36 (38)	2 (2)	38 (35)	1 (0)	112.5 (113.0)	5.0 (14.0)	1.19 (1.22)	18 (16)	30.5 (29.6)
H 運輸業	174 (142)	27,666.0 (22,052.0)	81 (75)	22 (15)	224 (210)	19 (5)	417.5 (377.5)	45.0 (41.0)	1.51 (1.71)	87 (79)	50.0 (55.6)
I 卸・小売業	331 (327)	74,512.5 (68,567.0)	238 (218)	37 (32)	450 (420)	102 (18)	1,014.0 (897.0)	98.5 (59.5)	1.36 (1.31)	115 (122)	34.7 (37.3)
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業	50 (51)	24,822.0 (24,410.0)	139 (110)	3 (2)	185 (146)	2 (1)	467.0 (368.5)	37.0 (33.0)	1.88 (1.51)	19 (16)	38.0 (31.4)
L 学術研究、専門・技術サービス	28 (27)	4,333.0 (4,223.0)	14 (13)	0 (0)	24 (21)	1 (0)	52.5 (47.0)	5.5 (1.0)	1.21 (1.11)	11 (9)	39.3 (33.3)
M 宿泊、飲食サービス	67 (57)	10,289.5 (8,794.0)	25 (23)	17 (10)	75 (69)	23 (1)	153.5 (125.5)	16.5 (18.0)	1.49 (1.43)	37 (28)	55.2 (49.1)
N 生活関連サービス、娯楽業	80 (88)	11,775.0 (13,101.0)	47 (91)	5 (5)	84 (140)	15 (9)	190.5 (331.5)	9.0 (48.0)	1.62 (2.53)	31 (37)	38.8 (42.0)
O 教育、学習支援業	34 (32)	5,834.5 (5,422.0)	18 (15)	0 (0)	31 (33)	1 (1)	67.5 (63.5)	14.5 (6.0)	1.16 (1.17)	11 (11)	32.4 (34.4)
P 医療、福祉	297 (261)	52,058.5 (42,685.0)	200 (201)	79 (67)	398 (377)	119 (30)	936.5 (861.0)	91.5 (67.5)	1.80 (2.02)	152 (152)	51.2 (58.2)
Q 複合サービス事業	27 (25)	10,113.0 (9,040.0)	40 (35)	1 (0)	58 (56)	3 (0)	140.5 (126.0)	9.5 (10.0)	1.39 (1.39)	12 (13)	44.4 (52.0)
R サービス業	177 (161)	32,600.0 (28,403.0)	103 (93)	23 (18)	214 (220)	47 (5)	466.5 (426.5)	38.0 (51.5)	1.43 (1.50)	76 (71)	42.9 (44.1)
合 計	2,268 (2,167)	513,967.0 (477,613.0)	2,124 (2,131)	235 (186)	3,583 (3,538)	406 (87)	8,269.0 (8,029.5)	561.5 (561.5)	1.61 (1.68)	1,044 (1,064)	46.0 (49.1)

* ()内は、平成22年6月1日現在。

第3表 障害種別雇用の状況

[※平成22年6月1日時点の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年の数値と単純に比較することは適当でない状況であ]

区 分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)							③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)				
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分	A.精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分	
静岡県	平成23年	6,348	8,269.0	1,669	141	2,413	169	5,976.5	335	455	94	953	138	2,026.0	177	217	99	266.5	50.0
	対前年増減数	406	239.5	0	41	6	169	131.5	25	▲ 7	8	27	138	90.0	▲ 34	12	12	18.0	9.5
	平成22年	5,942	8,029.5	1,669	100	2,407	-	5,845.0	310	462	86	926	-	1,936.0	211	205	87	248.5	40.5
全国	平成23年	282,567	366,199.0	79,374	6,406	115,318	7,912	284,428.0	20,330.0	12,951	2,250	37,844	5,502	68,747.0	8,099.0	11,038	3,972	13,024.0	3,190.5
	平成22年	255,962	342,973.5	76,575	5,007	113,638	-	271,795.0	20,230.0	11,836	1,929	35,636	-	61,237.0	7,060	8,542	2,799	9,941.5	2,307.0

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④C	A.重度身体障害者	B. 重度身体障害者である 短時間労働者	C.重度以外の 身体障害者	D. 重度以外の 身体障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F.うち新規雇用 分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である 短時間労働者	C.重度以外の 知的障害者	D. 重度以外の 知的障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F.うち新規雇用 分	A.精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D.うち新規雇用 分
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
A・B・C 農・林・漁・鉱業	5 (7)	7.0 (10.0)	2 (3)	0 (0)	1 (2)	0 (-)	5.0 (8.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	2.0 (2.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
D 建設業	87 (73)	123.5 (108.0)	38 (35)	4 (4)	35 (28)	2 (-)	116.0 (102.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	2.0 (2.0)	- (-)	5 (4)	1 (0)	5.5 (4.0)	- (-)
E 製造業	2,979 (2,963)	4,068.0 (4,114.5)	898 (925)	31 (21)	1,188 (1,221)	39 (-)	3,034.5 (3,092.0)	- (-)	226 (235)	11 (10)	468 (449)	23 (-)	942.5 (929.0)	- (-)	87 (85)	8 (17)	91.0 (93.5)	- (-)
9.10 食品・タバコ	279 (252)	340.0 (329.5)	47 (48)	7 (4)	86 (96)	12 (-)	193.0 (199.0)	- (-)	29 (30)	5 (7)	65 (52)	16 (-)	136.0 (119.0)	- (-)	10 (11)	2 (1)	11.0 (11.5)	- (-)
11 繊維・衣服	15 (14)	20.5 (17.0)	4 (1)	0 (0)	6 (9)	1 (-)	14.5 (11.0)	- (-)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	6.0 (6.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
12.13 木材・家具	21 (14)	23.0 (15.0)	2 (1)	0 (0)	11 (9)	0 (-)	15.0 (11.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	8 (4)	0 (-)	8.0 (4.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
14.15 パルプ・紙・印刷	152 (154)	189.5 (198.0)	33 (38)	3 (1)	78 (75)	2 (-)	148.0 (152.0)	- (-)	6 (6)	0 (0)	26 (29)	0 (-)	38.0 (41.0)	- (-)	3 (5)	1 (0)	3.5 (5.0)	- (-)
16~18 化学工業	129 (155)	171.5 (205.5)	33 (40)	0 (1)	62 (77)	1 (-)	128.5 (158.0)	- (-)	11 (11)	1 (1)	17 (18)	1 (-)	40.5 (41.0)	- (-)	2 (6)	1 (1)	2.5 (6.5)	- (-)
21 窯業・土石	20 (21)	23.0 (25.0)	3 (4)	0 (0)	15 (15)	0 (-)	21.0 (23.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)	- (-)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)
22 鉄鋼	21 (17)	27.0 (21.0)	5 (3)	0 (0)	13 (10)	0 (-)	23.0 (16.0)	- (-)	1 (1)	0 (0)	2 (3)	0 (-)	4.0 (5.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
23 非鉄金属	41 (46)	50.0 (57.0)	9 (9)	0 (0)	25 (26)	0 (-)	43.0 (44.0)	- (-)	0 (2)	0 (0)	5 (8)	0 (-)	5.0 (12.0)	- (-)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	- (-)
24 金属製品	156 (167)	215.5 (233.0)	22 (25)	0 (0)	47 (49)	0 (-)	91.0 (99.0)	- (-)	38 (41)	1 (0)	46 (50)	1 (-)	123.5 (132.0)	- (-)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	- (-)
29 電気機械器具	445 (437)	635.0 (622.5)	164 (159)	5 (1)	158 (163)	1 (-)	491.5 (482.0)	- (-)	28 (27)	1 (1)	66 (67)	2 (-)	124.0 (122.0)	- (-)	19 (18)	1 (1)	19.5 (18.5)	- (-)
25~27. 30.31 その他機械	1,418 (1,415)	1,981.5 (2,004.0)	478 (490)	15 (13)	572 (576)	21 (-)	1,553.5 (1,569.0)	- (-)	99 (106)	3 (1)	195 (186)	3 (-)	397.5 (399.0)	- (-)	29 (29)	3 (14)	30.5 (36.0)	- (-)
19.20. 28.32 その他製造業	282 (271)	391.5 (387.0)	98 (107)	1 (1)	115 (113)	1 (-)	312.5 (328.0)	- (-)	12 (9)	0 (0)	35 (29)	0 (-)	59.0 (47.0)	- (-)	20 (12)	0 (0)	20.0 (12.0)	- (-)
F 電気・ガス・水道業	33 (39)	52.0 (60.0)	19 (21)	0 (0)	13 (16)	0 (-)	51.0 (58.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	- (-)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	- (-)
G 情報通信業	77 (75)	112.5 (113.0)	36 (38)	2 (2)	35 (31)	1 (-)	109.5 (109.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)	- (-)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	- (-)
H 運輸業	346 (305)	417.5 (377.5)	57 (55)	15 (9)	191 (176)	15 (-)	327.5 (295.0)	- (-)	24 (20)	7 (6)	23 (25)	0 (-)	78.0 (71.0)	- (-)	10 (9)	4 (5)	12.0 (11.5)	- (-)
I 卸・小売業	827 (688)	1,014.0 (897.0)	177 (167)	25 (20)	261 (247)	41 (-)	660.5 (601.0)	- (-)	61 (51)	12 (12)	155 (146)	30 (-)	304.0 (260.0)	- (-)	34 (27)	31 (18)	49.5 (36.0)	- (-)
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業	329 (259)	467.0 (368.5)	105 (105)	3 (2)	137 (128)	1 (-)	350.5 (340.0)	- (-)	34 (5)	0 (0)	40 (12)	0 (-)	108.0 (22.0)	- (-)	8 (6)	1 (1)	8.5 (6.5)	- (-)
L 学術研究、専門・技術サービス	39 (34)	52.5 (47.0)	14 (13)	0 (0)	20 (18)	1 (-)	48.5 (44.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)	- (-)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	- (-)
M 宿泊・飲食サービス	140 (103)	153.5 (125.5)	21 (17)	11 (10)	43 (39)	12 (-)	102.0 (83.0)	- (-)	4 (6)	6 (0)	24 (27)	11 (-)	43.5 (39.0)	- (-)	8 (3)	0 (1)	8.0 (3.5)	- (-)
N 生活関連サービス・娯楽業	151 (245)	190.5 (331.5)	17 (27)	3 (1)	31 (49)	1 (-)	76.5 (104.0)	- (-)	26 (64)	2 (4)	44 (79)	4 (-)	100.0 (211.0)	- (-)	9 (12)	10 (9)	14.0 (16.5)	- (-)
O 教育、学習支援業	50 (49)	67.5 (63.5)	12 (12)	0 (0)	21 (24)	0 (-)	45.0 (48.0)	- (-)	6 (3)	0 (0)	8 (5)	0 (-)	20.0 (11.0)	- (-)	2 (4)	1 (1)	2.5 (4.5)	- (-)
P 医療、福祉	796 (675)	936.5 (861.0)	145 (142)	29 (16)	223 (207)	26 (-)	555.0 (507.0)	- (-)	55 (59)	50 (51)	146 (139)	60 (-)	336.0 (308.0)	- (-)	29 (31)	33 (30)	45.5 (46.0)	- (-)
Q 複合サービス事業	102 (91)	140.5 (126.0)	36 (31)	1 (0)	48 (46)	3 (-)	122.5 (108.0)	- (-)	4 (4)	0 (0)	6 (8)	0 (-)	14.0 (16.0)	- (-)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	- (-)
R サービス業	387 (336)	466.5 (426.5)	88 (78)	17 (15)	166 (175)	27 (-)	372.5 (346.0)	- (-)	15 (15)	6 (3)	33 (30)	10 (-)	74.0 (63.0)	- (-)	15 (15)	10 (5)	20.0 (17.5)	- (-)
合計	6,348 (5,942)	8,269.0 (8,029.5)	1,669 (1,669)	141 (100)	2,413 (2,407)	169 (-)	5,976.5 (5,845.0)	- (-)	335 (310)	455 (462)	94 (86)	953 (926)	138 (-)	2,026.0 (1,936.0)	177 (211)	217 (205)	266.5 (248.5)	50.0 (40.5)

* ()内は、平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である

第5表 障害者雇用の概況(規模別) [※平成22年6月1日時点の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年の数値と単純に比較することは適当でない状況である。]

規模		① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者 の算定の基礎と なる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 [③E÷②] ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用 率達成 企業割合 (%)
				A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
56人～ 100人未満	平成23年	975	72,202	240	30	454	55	991.5	55.5	1.37	440	45.1
	平成22年	(910)	(66,760)	(242)	(28)	(489)	(9)	(1,005.5)	(74.5)	(1.51)	(425)	(46.7)
100人～ 300人未満	平成23年	945	146,033	458	89	924	162	2,010.0	186.5	1.38	429	45.4
	平成22年	(931)	(141,002)	(479)	(61)	(933)	(35)	(1,969.5)	(161.5)	(1.40)	(452)	(48.5)
300人～ 500人未満	平成23年	176	63,271	222	37	503	55	1,011.5	59.5	1.60	84	47.7
	平成22年	(165)	(57,835)	(259)	(45)	(510)	(11)	(1,078.5)	(74.5)	(1.86)	(92)	(55.8)
500人～ 1000人未満	平成23年	108	69,749	349	35	490	52	1,249.0	85.0	1.79	55	50.9
	平成22年	(102)	(63,316)	(318)	(13)	(442)	(6)	(1,094.0)	(65.5)	(1.73)	(58)	(56.9)
1,000人以上	平成23年	64	162,714	855	44	1,212	82	3,007.0	175.0	1.85	36	56.3
	平成22年	(59)	(148,700)	(833)	(39)	(1,164)	(26)	(2,882.0)	(185.5)	(1.94)	(37)	(62.7)
合計	平成23年	2,268	513,967	2,124	235	3,583	406	8,269.0	561.5	1.61	1,044	46.0
	平成22年	(2,167)	(477,613)	(2,131)	(186)	(3,538)	(87)	(8,029.5)	(561.5)	(1.68)	(1,064)	(49.1)

第6表 障害種別雇用の状況(規模別) [※平成22年6月1日時点の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年の数値と単純に比較することは適当でない状況である。]

区分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
		A. 実障害者数 ②(A+B+C+D)+ ③(A+B+C+D)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
56人～ 100人未満	平成23年	779	991.5	143	16	300	19	611.5	-	97	14	137	19	354.5	-	17	17	25.5	-
	平成22年	(768)	(1,005.5)	(128)	(19)	(315)	(-)	(590.0)	(-)	(114)	(9)	(152)	(-)	(389.0)	(-)	(22)	(9)	(26.5)	(-)
100人～ 300人未満	平成23年	1,633	2,010.0	343	52	632	72	1,406.0	-	115	37	249	48	540.0	-	43	42	64.0	-
	平成22年	(1,508)	(1,969.5)	(357)	(27)	(643)	(-)	(1,384.0)	(-)	(122)	(34)	(249)	(-)	(527.0)	(-)	(41)	(35)	(58.5)	(-)
300人～ 500人未満	平成23年	817	1,011.5	184	27	328	23	734.5	-	38	10	133	24	231.0	-	42	8	46.0	-
	平成22年	(825)	(1,078.5)	(191)	(23)	(322)	(-)	(727.0)	(-)	(68)	(22)	(152)	(-)	(310.0)	(-)	(36)	(11)	(41.5)	(-)
500人～ 1000人未満	平成23年	926	1,249.0	271	21	343	20	916.0	-	78	14	118	23	299.5	-	29	9	33.5	-
	平成22年	(779)	(1,094.0)	(272)	(11)	(333)	(-)	(888.0)	(-)	(46)	(2)	(76)	(-)	(170.0)	(-)	(33)	(6)	(36.0)	(-)
1,000人以上	平成23年	2,193	3,007.0	728	25	810	35	2,308.5	-	127	19	316	24	601.0	-	86	23	97.5	-
	平成22年	(2,062)	(2,882.0)	(721)	(20)	(794)	(-)	(2,256.0)	(-)	(112)	(19)	(297)	(-)	(540.0)	(-)	(73)	(26)	(86.0)	(-)
合計	平成23年	6,348	8,269.0	1,669	141	2,413	169	5,976.5	335	455	94	953	138	2,026.0	177	217	99	266.5	50
	平成22年	(5,942)	(8,029.5)	(1,669)	(100)	(2,407)	(-)	(5,845.0)	(310)	(462)	(86)	(926)	(-)	(1,936.0)	(211)	(205)	(87)	(248.5)	(41)

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率 未達成企業の数	② 不 足 数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0. 5人又は1人	1. 5人又は2人	2. 5人又は3人	3. 5人又は4人	4. 5人以上 9人以下	9. 5人以上 20人以下	20. 5人以上 50人以下	50. 5人以上	
56人～ 100人未満	535 (100.0%)	535 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	526 (98.3%)
100人～ 300人未満	516 (100.0%)	265 (51.4%)	213 (41.3%)	32 (6.2%)	5 (1.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	247 (47.9%)
300人～ 500人未満	92 (100.0%)	28 (30.4%)	24 (26.1%)	15 (16.3%)	19 (20.7%)	6 (6.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.2%)
500人～ 1000人未満	53 (100.0%)	16 (30.2%)	11 (20.8%)	10 (18.9%)	8 (15.1%)	6 (11.3%)	2 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	28 (100.0%)	3 (10.7%)	4 (14.3%)	4 (14.3%)	2 (7.1%)	10 (35.7%)	4 (14.3%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	1,224 (100.0%)	847 (69.2%)	252 (20.6%)	61 (5.0%)	34 (2.8%)	23 (1.9%)	6 (0.5%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	775 (63.3%)

(注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

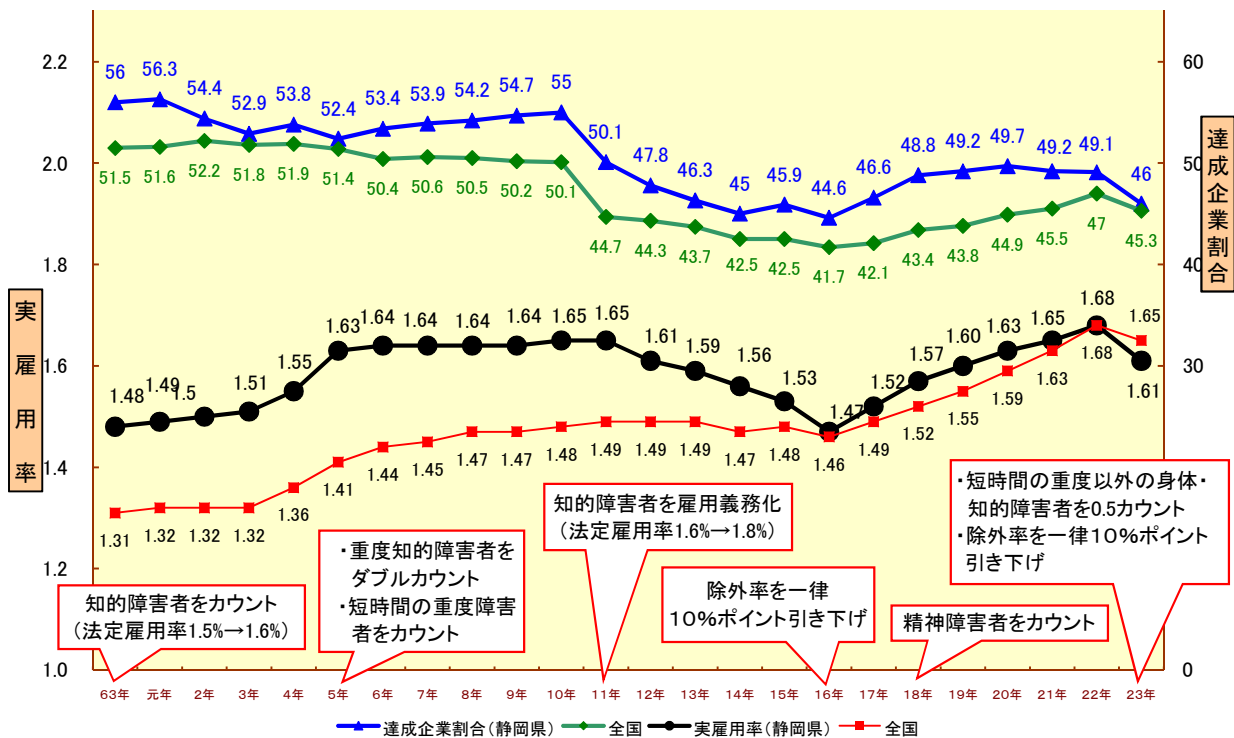
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第8表 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

調査年	静岡県			全国			法定雇用率 (対象企業規模)
	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	
63年	5,048	1.48	56.0	187,115	1.31	51.5	1.6% (63人以上規模)
平成元年	5,314	1.49	56.3	195,276	1.32	51.6	
2年	5,420	1.50	54.4	203,634	1.32	52.2	
3年	5,718	1.51	52.9	214,814	1.32	51.8	
4年	6,019	1.55	53.8	229,627	1.36	51.9	
5年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	
8年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	
9年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	1.8% (56人以上規模)
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

〔※平成22年6月1日時点の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年の数値と単純に比較することは適当でない状況である。〕

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率 (%)					法定雇用率達成企業の割合 (%)				
	23年	順位	22年	順位	対前年増減	23年	順位	22年	順位	対前年増減
全国	1.65		1.68		△ 0.03	45.3		47.0		△ 1.7
北海道	1.73	20	1.85	15	△ 0.12	48.7	31	53.0	25	△ 4.3
青森県	1.67	23	1.71	24	△ 0.04	46.8	36	49.4	36	△ 2.6
岩手県	1.77	17	1.86	12	△ 0.09	51.6	22	53.2	24	△ 1.6
宮城県	1.60	33	1.62	35	△ 0.02	46.0	41	47.3	41	△ 1.3
秋田県	1.53	45	1.58	43	△ 0.05	50.8	23	52.0	28	△ 1.2
山形県	1.55	41	1.58	43	△ 0.03	50.1	25	52.5	26	△ 2.4
福島県	1.59	35	1.61	39	△ 0.02	46.8	36	45.9	42	0.9
茨城県	1.54	43	1.60	40	△ 0.06	47.6	35	51.0	31	△ 3.4
栃木県	1.58	37	1.58	43	0.00	49.7	27	49.2	38	0.5
群馬県	1.55	41	1.62	35	△ 0.07	46.4	38	51.6	29	△ 5.2
埼玉県	1.51	46	1.59	42	△ 0.08	39.0	46	40.4	46	△ 1.4
千葉県	1.57	38	1.60	40	△ 0.03	46.1	39	49.4	36	△ 3.3
東京都	1.61	31	1.63	33	△ 0.02	32.2	47	33.0	47	△ 0.8
神奈川県	1.56	39	1.62	35	△ 0.06	42.4	45	45.8	43	△ 3.4
新潟県	1.54	43	1.57	46	△ 0.03	46.1	39	47.5	40	△ 1.4
富山県	1.65	26	1.68	28	△ 0.03	54.7	17	58.9	12	△ 4.2
石川県	1.56	39	1.62	35	△ 0.06	52.4	19	53.9	22	△ 1.5
福井県	2.19	2	2.25	2	△ 0.06	55.1	15	54.9	20	0.2
山梨県	1.67	23	1.67	30	0.00	48.7	31	49.6	34	△ 0.9
長野県	1.82	12	1.78	21	0.04	57.0	9	56.9	15	0.1
岐阜県	1.65	26	1.73	23	△ 0.08	52.2	21	54.3	21	△ 2.1
静岡県	1.61	31	1.68	28	△ 0.07	46.0	41	49.1	39	△ 3.1
愛知県	1.59	35	1.63	33	△ 0.04	42.8	44	44.8	44	△ 2.0
三重県	1.51	46	1.50	47	0.01	49.4	28	49.8	33	△ 0.4
滋賀県	1.60	33	1.69	26	△ 0.09	50.4	24	56.5	17	△ 6.1
京都府	1.78	15	1.82	19	△ 0.04	48.1	34	49.5	35	△ 1.4
大阪府	1.63	29	1.67	30	△ 0.04	43.8	43	44.5	45	△ 0.7
兵庫県	1.72	21	1.81	20	△ 0.09	52.3	20	56.6	16	△ 4.3
奈良県	2.08	4	2.08	5	0.00	55.1	15	57.1	13	△ 2.0
和歌山県	1.82	12	1.92	10	△ 0.10	58.9	7	62.4	4	△ 3.5
鳥取県	1.78	15	1.83	16	△ 0.05	56.4	11	59.6	8	△ 3.2
島根県	1.84	11	1.83	16	0.01	62.6	2	64.6	3	△ 2.0
岡山県	1.74	19	1.86	12	△ 0.12	50.1	25	53.9	22	△ 3.8
広島県	1.77	17	1.83	16	△ 0.06	49.1	29	51.0	31	△ 1.9
山口県	2.24	1	2.28	1	△ 0.04	52.8	18	55.2	19	△ 2.4
徳島県	1.67	23	1.67	30	0.00	55.8	12	57.0	14	△ 1.2
香川県	1.71	22	1.74	22	△ 0.03	60.1	5	59.1	10	1.0
愛媛県	1.64	28	1.69	26	△ 0.05	48.2	33	52.5	26	△ 4.3
高知県	1.88	10	1.90	11	△ 0.02	55.5	14	59.4	9	△ 3.9
福岡県	1.63	29	1.71	24	△ 0.08	49.1	29	51.1	30	△ 2.0
佐賀県	2.16	3	2.18	3	△ 0.02	68.1	1	68.0	2	0.1
長崎県	2.04	5	2.08	5	△ 0.04	58.1	8	59.7	7	△ 1.6
熊本県	2.00	6	1.98	9	0.02	56.5	10	59.0	11	△ 2.5
大分県	2.00	6	2.16	4	△ 0.16	59.1	6	60.1	6	△ 1.0
宮崎県	1.94	8	2.03	8	△ 0.09	61.1	4	69.4	1	△ 8.3
鹿児島県	1.93	9	2.05	7	△ 0.12	61.3	3	61.7	5	△ 0.4
沖縄県	1.80	14	1.86	12	△ 0.06	55.8	12	56.4	18	△ 0.6

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.1%)

※平成22年6月1日時点の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年の数値と単純に比較することは適当でない状況である。

第10表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 [③E÷②] ×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
静岡県	3 (3)	7,308.0 (6,848.0)	32 (30)	4 (5)	90 (87)	8 (1)	162.0 (152.5)	8.5 (6.5)	2.22 (2.23)	3 (3)	100.0 (100.0)
全国	157 (156)	326,662.0 (303,351.0)	1,970 (1,928)	131 (74)	3,585 (3,665)	298 (7)	7,805.0 (7,598.5)	275.5 (198.5)	2.39 (2.50)	142 (148)	90.4 (94.9)

()内は、平成22年6月1日現在。

第11表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D)+③(A+B+C+D)+④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	127 (123)	162.0 (152.5)	32 (30)	4 (5)	88 (86)	5 (-)	158.5 (151.0)	7.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (-)	2.0 (0.0)	1.5 (0.0)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	0.0 (0.5)
全国	5,698 (5,674)	7,805.0 (7,598.5)	1,967 (1,926)	131 (74)	3,477 (3,553)	238 (-)	7,661.0 (7,479.0)	244.0 (181.0)	3 (2)	0 (0)	21 (35)	48 (-)	51.0 (39.0)	25.0 (15.0)	87 (77)	12 (7)	93.0 (80.5)	6.5 (2.5)

()内は、平成22年6月1日現在。

② 市町機関(法定雇用率2.1%)

第12表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 [③E÷②] ×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
静岡県	45 (47)	29,512.5 (25,761.0)	155 (143)	3 (1)	317 (307)	12 (3)	636.0 (595.5)	41.0 (33.0)	2.16 (2.31)	35 (43)	77.8 (91.5)
全国	2,353 (2,372)	1,049,375.5 (939,759.0)	5,959 (5,814)	353 (245)	10,781 (10,657)	622 (35)	23,363.0 (22,547.5)	1,226.5 (976.5)	2.23 (2.40)	1,970 (2,098)	83.7 (88.4)

()内は、平成22年6月1日現在。

第13表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D)+③(A+B+C+D)+④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	479 (454)	636.0 (595.5)	153 (141)	3 (1)	278 (269)	4 (-)	589.0 (552.0)	33.5 (28.0)	2 (2)	0 (0)	25 (24)	4 (-)	31.0 (28.0)	5.0 (2.0)	14 (14)	4 (3)	16.0 (15.5)	3.0 (3.0)
全国	17,148 (16,751)	23,363.0 (22,547.5)	5,925 (5,783)	334 (226)	9,943 (9,934)	497 (-)	22,375.5 (21,726.0)	1,102.0 (886.0)	34 (31)	19 (19)	340 (325)	70 (-)	462.0 (406.0)	81.5 (52.0)	498 (398)	55 (35)	525.5 (415.5)	43.0 (38.5)

()内は、平成22年6月1日現在。

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

第14表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔 $\frac{③E}{②} \times 100$ 〕 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用 分			
静岡県	4 (4)	20,761.5 (17,658.0)	82 (77)	3 (2)	153 (154)	2 (0)	321.0 (310.0)	15.5 (27.0)	1.55 (1.76)	1 (1)	25.0 (25.0)
全国	139 (130)	686,659.5 (628,850.0)	3,214 (2,997)	101 (77)	5,522 (5,140)	206 (2)	12,154.0 (11,212.0)	733.0 (606.5)	1.77 (1.78)	94 (79)	67.6 (60.8)

()内は、平成22年6月1日現在。

第15表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 $\frac{②(A+B+C+D)}{②(A+B+C+D)+③(A+B+C+D)+④(A+B)}$	B. 算出障害者数 $\frac{②E+③E+④C}{②E+③E+④C}$	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者及び 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害 者である短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	C. 重度以外 の知的障害者	D. 重度以外 の知的障害者で ある短時間労働 者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者である 短時間労働 者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規雇 用分
静岡県	238 (233)	321.0 (310.0)	82 (77)	3 (2)	147 (149)	2 (-)	315.0 (305.0)	15.5 (27.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (-)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	0.0 (0.0)
全国	8,843 (8,216)	12,154.0 (11,212.0)	3,183 (2,986)	95 (74)	5,282 (4,970)	174 (-)	11,830.0 (11,016.0)	605.5 (537.0)	31 (11)	6 (3)	108 (70)	26 (-)	189.0 (95.0)	105.5 (62.0)	132 (100)	6 (2)	135.0 (101.0)	22.0 (7.5)

()内は、平成22年6月1日現在。

④ 独立行政法人等(法定雇用率2.1%)

第16表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 〔 $\frac{③E}{②} \times 100$ 〕 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用 分			
静岡県	6 (6)	4,195.0 (3,432.0)	20 (20)	0 (0)	27 (25)	0 (0)	67.0 (65.0)	9.0 (4.0)	1.60 (1.89)	3 (3)	50.0 (50.0)
全国	288 (270)	347,305.0 (295,944.0)	1,877 (1,739)	70 (61)	3,340 (3,085)	134 (30)	7,231.0 (6,639.0)	1,072.5 (1,572.5)	2.08 (2.24)	201 (202)	69.8 (74.8)

()内は、平成22年6月1日現在。

第17表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 $\frac{②(A+B+C)+③(A+B+C)+④(A+B)}{②(A+B+C)+③(A+B+C)+④(A+B)}$	B. 算出障害者数 $\frac{②D+③D+④C}{②D+③D+④C}$	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者及び 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害 者である短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間労働者	C. 重度以外 の知的障害者	D. 重度以外 の知的障害者で ある短時間労働 者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者である 短時間労働 者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規雇 用分
静岡県	47 (45)	67.0 (65.0)	20 (20)	0 (0)	25 (24)	0 (-)	65.0 (64.0)	8.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.0 (0.0)
全国	5,327 (4,915)	7,231.0 (6,639.0)	1,711 (1,611)	69 (59)	2,631 (2,509)	91 (-)	6,167.5 (5,790.0)	771.5 (1,240.0)	166 (128)	1 (2)	296 (234)	3 (-)	630.5 (492.0)	175.0 (182.0)	413 (342)	40 (30)	433.0 (357.0)	126.0 (150.5)

()内は、平成22年6月1日現在。

⑤ 公的機関の各機関の状況

第18表 県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,308.0	162.0	2.22	0.0	
静岡県	6,017.0	130.5	2.17	0.0	注4
静岡県立静岡がんセンター	498.5	14.0	2.81	0.0	
静岡県警察本部	792.5	17.5	2.21	0.0	

第19表 市町機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	29,512.5	636.0	2.16	22.5	
静岡市	4,712.5	99.0	2.10	0.0	
浜松市	4,594.0	103.5	2.25	0.0	
沼津市	1,458.0	37.0	2.54	0.0	注4
熱海市	400.0	8.0	2.00	0.0	注4
三島市	687.0	19.0	2.77	0.0	注4
富士宮市	1,006.0	25.0	2.49	0.0	注4
伊東市	456.0	10.0	2.19	0.0	
島田市	1,089.0	24.0	2.20	0.0	注4
富士市	1,498.0	32.0	2.14	0.0	
磐田市	821.0	11.0	1.34	6.0	
焼津市	958.0	20.0	2.09	0.0	
掛川市	1,255.0	36.0	2.87	0.0	注4
藤枝市	1,038.0	23.0	2.22	0.0	注4
御殿場市	746.0	21.0	2.82	0.0	注4
袋井市	679.5	15.0	2.21	0.0	注4
下田市	164.0	3.0	1.83	0.0	
裾野市	579.5	12.0	2.07	0.0	注4
湖西市	646.0	14.0	2.17	0.0	注4
御前崎市	419.0	8.0	1.91	0.0	注4
伊豆市	427.0	6.0	1.41	2.0	注4
伊豆の国市	553.0	9.0	1.63	2.0	注4、注5①
菊川市	488.0	11.0	2.25	0.0	注4
牧之原市	328.0	8.0	2.44	0.0	
東伊豆町	126.0	4.0	3.17	0.0	
河津町	91.0	1.0	1.10	0.0	
南伊豆町	82.0	1.0	1.22	0.0	
松崎町	94.5	3.0	3.17	0.0	
西伊豆町	96.0	1.0	1.04	1.0	
函南町	238.0	5.0	2.10	0.0	注4
清水町	207.0	5.0	2.42	0.0	注4
長泉町	216.0	4.0	1.85	0.0	注4
小山町	217.0	4.0	1.84	0.0	注4
吉田町	217.0	3.0	1.38	1.0	
川根本町	135.0	3.0	2.22	0.0	
森町	310.5	4.0	1.29	2.0	注5②
伊東市教育委員会	210.0	2.0	0.95	2.0	
磐田市教育委員会	173.0	7.0	4.05	0.0	
焼津市教育委員会	109.0	2.0	1.83	0.0	
下田市教育委員会	102.5	1.0	0.98	1.0	注5③
森町教育委員会	84.0	1.0	1.19	0.0	
静岡市上下水道局	428.5	8.5	1.98	0.0	
浜松市上下水道部	362.0	8.0	2.21	0.0	
共立蒲原総合病院組合	330.0	4.5	1.36	1.5	注5④
浜名湖競艇企業団	183.0	3.5	1.91	0.0	
磐田市立総合病院	498.0	6.0	1.20	4.0	

第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	20,761.5	321.0	1.55	93.0	
静岡県教育委員会	14,732.5	230.0	1.56	64.0	
静岡市教育委員会	2,868.0	36.0	1.26	21.0	
浜松市教育委員会	2,939.0	50.0	1.70	8.0	
富士市教育委員会	222.0	5.0	2.25	0.0	

第21表 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,195.0	67.0	1.60	17.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,400.0	19.0	1.36	10.0	
静岡県公立大学法人	320.5	6.0	1.87	0.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	94.5	0.0	0.00	1.0	
国立大学法人静岡大学	988.0	20.0	2.02	0.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,188.0	18.0	1.52	6.0	
独立行政法人海技教育機構	204.0	4.0	1.96	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①伊豆の国市においては、9月1日現在において障害者の数15.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。
②森町においては、10月1日現在において障害者の数6.0人、実雇用率1.90%、不足数0.0人となっている。
③下田市教育委員会においては、6月2日現在において障害者の数1.0人、実雇用率1.26%、不足数0.0人となっている。
④共立蒲原総合病院組合においては、10月11日現在において障害者の数6.0人、実雇用率1.82%、不足数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|------------------|---|---|--|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 1. 8%
（56人以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 1%
[労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] | |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 1%
（48人以上規模の機関） | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 0%
（50人以上規模の機関） | |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP14参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

今回の改正点

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

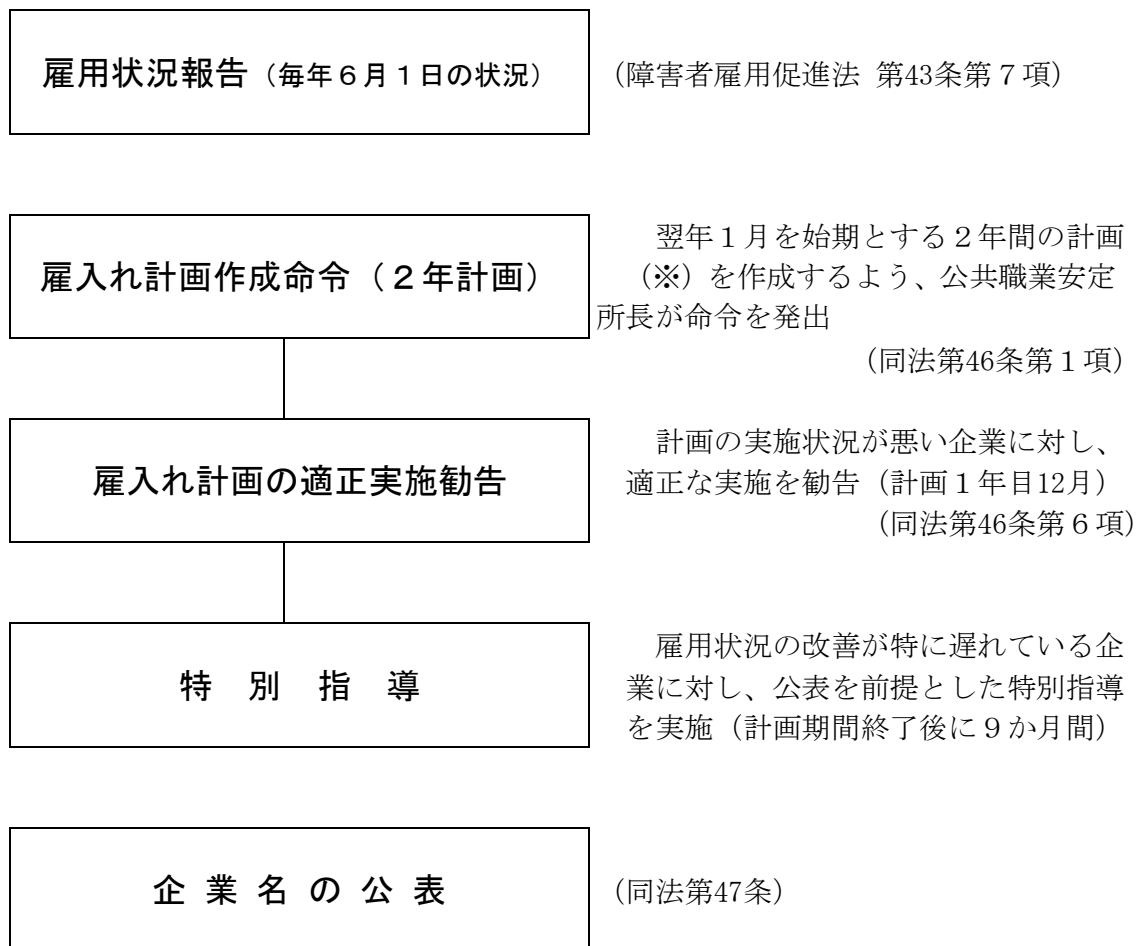
◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成22年度の実績

- | | |
|------------------|----|
| * 「雇入れ計画作成命令」の発出 | 7社 |
| * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 | 7社 |
| * 「特別指導」の実施 | 6社 |

○ 雇入れ計画を実施中の企業 13社（22年度末現在）

○ 本県における企業名公表について

本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は平成17年に浜松市に本社がある建設業の「富士ハウス株式会社」ただし、平成21年1月30日倒産

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。